

## 松戸市地域住民による公園等の管理作業に関する要綱

平成 18 年 3 月 31 日

松戸市告示第 115 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、町会、自治会、子ども会育成会、老人会等の地域住民の福利向上を目的とした市民が組織する団体(以下「団体」という。)が本市が管理する公園及び緑地(以下「公園等」という。)の日常的な管理作業(以下「管理作業」という。)を行うことにより、公園愛護心の育成、地域コミュニティー活動の推進及び地域の美観の向上を図ることを目的とする。

(団体の要件)

第 2 条 公園等の管理作業を行おうとする団体は、市長の認定を受けなければならない。

2 認定を受けることができる団体は、次の各号に掲げる要件を備えた団体とする。

(1) 公園等の管理作業に意欲があり、地域貢献活動に理解及び熱意を持っていること。

(2) 原則として 5 人以上で構成されていること。

(3) 管理作業を継続して遂行できること。

(申請)

第 3 条 認定を受けようとする団体は、団体認定申請書(第 1 号様式)に市長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

(認定)

第 4 条 市長は、前条に規定する申請書が提出されたときは速やかに認定の可否を決定し、認定する場合は団体認定書(第 2 号様式)を交付し、認定しない場合はその旨を通知する。

(協定の締結)

第 5 条 市長は、前条の規定により認定した団体(以下「認定団体」という。)と「松戸市地域住民による公園等の管理作業に関する協定」(以下「協定」という。)を締結し、管理作業を行う公園等、管理作業の内容等を取り決めるものとする。

(報償金)

第 6 条 市長は、認定団体に報償金を交付するものとする。

2 報償金の額は、次の各号に掲げる金額の合計額とする。

(1) 維持費 年額 12,000 円

(2) 活動費 公園等の面積 1m<sup>2</sup>につき年額 20 円(その額が 50,000 円を超えた場合は、50,000 円)

- 3 報償金は、分割して 10 月及び 4 月に支払うものとする。
- 4 前条に規定する協定の締結が年度途中であった場合の報償金は、月割りで計算した額とする。この場合において、1 月未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 5 前項の規定により報償金を月割りで計算した場合において、1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(報告書の提出)

第 7 条 認定団体は、活動報告書(第 3 号様式)を毎月作成し、4 月分から 9 月分までを 10 月 10 日までに、10 月分から 3 月分までを 4 月 10 日までに、市長に提出しなければならない。

(届出)

- 第 8 条 認定団体は、第 3 条の規定による申請事項に変更が生じた場合は、変更届(第 4 号様式)を市長に届け出なければならない。
- 2 認定団体は、第 2 条第 2 項各号の要件を欠くに至った場合は、認定辞退届(第 5 号様式)を市長に届け出なければならない。

(認定の取消し及び協定の解除)

- 第 9 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 4 条の認定を取り消し、及び第 5 条の協定を解除することができるものとし、認定取消及び協定解除通知(第 6 号様式)をもって通知するものとする。
- (1) 公園等を廃止したとき。
  - (2) 認定団体が協定内容を履行しないとき又は認定団体の活動状況が著しく不相当と認められるとき。
  - (3) 認定団体が、第 2 条第 2 項各号の要件を欠くに至ったとき。
- 2 第 6 条第 4 項及び第 5 項の規定は、認定の取消し及び協定の解除について準用する。

(返還)

第 10 条 市長は、認定団体が偽りその他不正の手段により報償金を受けたと認めるときは、その全額又は一部を返還させるものとする。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 2 月 20 日松戸市告示第 81 号)

この告示は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。